

磯路小学校安心ルール

基本的な考え方

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「よりよい学校・社会」の実現をめざしています。
- 子どもたちが安心して学校生活が送れるように、表に示された対応で問題の解決を図ります。
- 下記の表に示された様な行動があれば、大人がていねいに背景を探り理由を聞き、解決に向けて取り組みます。
- 第1～2段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

| | 学習の時に | 他の子に対して | 先生に対して | その他のルールとして | 学校が行うことができる対応 |
|--------|--|--|--------------------------------------|---|--|
| 基本的なこと | ・嘘をつかない　・ルールを守る　・人に親切にする　・勉強する | | | | |
| 第1段階 | 授業時間におくれる | からかう ひやかす 無視する 物を勝手に使う | 指導を素直に聞けない 指導を無視する | 物を大切にしない 机などにらくがきをする 学校の物を勝手に使う | その場で注意 場合によっては家庭連絡・連携 複数の教職員による個別指導 自己を振り返る活動 |
| 第2段階 | 授業のじやまをする 授業に関係のない話をする 授業をさぼり教室に入らない | 仲間はずれにする 悪口やかけ口を言う こわがるようなことを 言ったりしたりする | 指導に対して反抗する 挑発的な態度をとる からかう 冷やかす | 学校の物をこわす 夜中に出歩き徘徊する カードやゲーム等で かけごとをする。 | その場で注意 家庭連絡・連携 複数の教職員による個別指導 数日間の自己を振り返る活動 |

※学校は児童ひとりひとりの状況を十分にふまえ、対応について判断します。

(例 行為の見通しがたてられない発達段階かどうか、情緒不安定状態での行為であるかどうか、指導した後の行為であるかどうか等)

※「学校が行うことができる対応」については、あくまで例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。

(SNSにかかる事案に関しても同様です。)